

〔科目名〕 法律と人間	〔単位数〕 2 単位	〔科目区分〕
〔担当者〕 小林 直樹	〔オフィス・アワー〕 時間: 場所: 612	〔授業の方法〕 講義
〔科目の概要〕 私たちは、法と無関係に生活することはできません。つまり、日常生活のあらゆる場面で法と結びついているということです。そのため、法に則って行動することで、私たちはトラブルを避け、安心して生活することができます。しかし、法から逸脱するならば、私たちはトラブルに巻き込まれ、加害者または被害者になることがあります。それゆえ、社会経験の浅い若い人ほど、法を学ぶ意義は大いにあります。もっとも、法を学ぶ意義はトラブルの回避に限りません。私たちは、社会の公共的利益(例えば、環境保全や景観の保持、少数派の人たちの人権の保障)を実現するために法の制定に関わらなければならないときもあります。そのためにも法を学ぶ意義があります。 本講義では、教養としての法の知識を修得し、その「考え方」を修得することを目的とします。とりわけ、中学・高校の公民や現代社会・政治経済で学んだ知識を基盤としつつ、日本国憲法およびそれに関連する法(法律や条例、または国際法規)について、報道番組や新聞記事等の具体的事例を通じて理解を深め、実生活において、教養としての法や法律の「考え方」を実践できるようになることも目的とします。		
〔「授業科目群」・他の科目との関連付け〕・「なぜ、学ぶ必要があるか・学んだことが、何に結びつくか」 本講義の目標は、教養としての法や法律の「考え方」を修得することです。 法や法律は、社会の骨格の一部であることから、時代や国・地域の文化などの影響を受け、また、社会現象(自然環境の維持や動物の福祉、人の生命や人生設計等のライフスタイルのあり方、生命倫理、情報化社会における個人情報保護、AI の進化、企業と人権問題、難民問題等)に影響を受けて変化します。とりわけ、多様化する社会においては、興味関心のある分野(自然科学・人文科学)を学びつつ、併せて法や法律の「考え方」、更には権利や人権の「考え方」のバリエーションを増やしてほしいと思います。それにより、教養としての法や法律の「考え方」を一層深化させ、多様な「考え方」(複眼的見方)を修得することができると考えます。		
〔科目の到達目標(最終目標・中間目標)〕 まず、法と法律の違い、また、法律と憲法の違いについて理解し、法、法律および憲法に関する基本的な用語を理解することを中間目標として設定しています。次に、以下の点を最終目標として修得してほしいと思います。 (1) 法や法律の「考え方」(学説や裁判例)を理解する。 (2) 法や法律の「考え方」を理解したうえで、説明できるようになる。 (3) 「憲法」の基本的な「考え方」を理解し、説明できるようになる。 (4) (1)～(3)をもとに、社会における法的な問題について、自分の考えを自分の言葉で説明できるようになる。		
〔学生の「授業評価」に基づくコメント・改善・工夫〕		
〔教科書〕 とくに指定しません。 必要に応じて、参考となる書籍を紹介します。		
〔指定図書〕 小川富之ほか『ロードマップ法学』(一学舎、2016)		
〔参考書〕 遠藤研一郎『はじめまして、法学 第2版 身近なのに知らなすぎる「これって法的にどうなの?」』(ウェッジ、2023)、田中成明『法学入門(第3版)』(有斐閣、2023)、吉田利宏『元法制局キャリアが教える 法律を読む技術・学ぶ技術 [改訂第4版]』(ダイヤモンド社、2022)、矢戸常寿ほか『法学入門』(有斐閣、2021)、松井茂記ほか『はじめての法律学(第6版)』(有斐閣、2020)、末川博『法学入門(第6版補訂版)』(有斐閣、2014)など。		
〔前提科目〕		
〔学修の課題、評価の方法〕(テスト、レポート等) 前記「科目の到達目標」で記したとおり、用語の理解にとどまらず、多様な「考え方」を理解し、自分の言葉で説明することが本講義の目指すところです。定期試験では、到達目標の達成度を高めるために、用語の説明問題のみならず、事例問題をも出題する予定です。		

なお、講義に出席しただけでは、学んだことが知識として定着することは困難と考えます。1 回の講義につき予習・復習を行い、全 15 回の講義で十分に予習・復習が実行されていることも評価していきたいと考えます。すなわち、講義中に、前回学んだ内容についての確認の質問や、予習が実行されているか確認の質問を行い、受け身の受講ではなく、投げかけられた質問に対する応答、積極的な受講姿勢についても評価したいと考えます。	
【評価の基準及びスケール】 原則、定期試験100%により評価を行います。 試験の評価基準については、科目の到達目標の達成度を測ることになります。 なお、講義への積極的な参加を評価することとし、習熟度を確認するため時折質問をしますが、それに対する応答等の発言者に対しては加点を行う予定です(正解・不正解は問いません)。	
【教員としてこの授業に取り組む姿勢と学生への要望】 本講義で学ぶ内容は、社会の出来事、つまり社会現象と無関係ではない法や法律に関する事柄です。日頃から、報道番組や新聞記事に目を通し、実社会で何が起きて何が問題となっているのか、ということに関心を持ってほしいと思います。社会を知る、関心を持つことが、教養としての法や法律を学ぶことにつながるからです。 また、前記「評価の方法」と「評価の基準」において触れたように、講義中、受講生に質問することが少なくありません(正解・不正解は問いません)。自分の考え方を正確に伝えるという意識をもって発言や応答を試みてほしいと思います。さらには、本講義を卒業後に求められるコミュニケーション能力の涵養の場として活用してほしいとも思います。コミュニケーション能力の重要な一つの点は、自分の言葉で自分の考えを正確に発することです。受講に際して受け身になるのではなく、教員とのコミュニケーションや他の受講生とのコミュニケーションを積極的におこない、講義が自己の成長発達 の場となることを意識して受講してほしいと考えます。	
【実務経歴】 該当なし	
授 業 ス ケ ジ ュ ー ル	
第 1 回	テーマ(何を学ぶか): イントロダクション——社会における法・法律の役割—— 内 容: 法・法律が私たちの生活とどのようにかかわるのかについて、私たちがよく知る物語を素材にして理解します。第 1 回は、本講義における法・法律を学ぶことの導入であり、実際に法律を用いて社会問題の解決と、法・法律が社会でどのように機能するのかを体験し、法・法律の役割を理解していこうと思います。 教科書・指定図書 初回にレジュメを配布する。
第 2 回	テーマ(何を学ぶか): 法学の基礎①——法とは何か—— 内 容: 第1回のテーマを踏まえ、「法とは何か」ということをさらに掘り下げて学びます。すなわち、私たちが取り巻くルール・社会規範である法の種類(道徳、慣習、法律)の異同や差異について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第 3 回	テーマ(何を学ぶか): 法学の基礎②——法の発展と法の領域—— 内 容: 第 2 回のテーマを踏まえ、社会における法の発展について概観し、体系化した近代法の下での法領域(公法と私法)について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第 4 回	テーマ(何を学ぶか): 法学の基礎③——法の解釈とその技法—— 内 容: 第 3 回のテーマを踏まえ、法の適用と法解釈の技法すなわち、多種多様な法解釈について学び、法の考え方を学びます。また、いわゆる「法的思考」について触れ、法の解釈と適用により法的紛争の解決を図る一連の流れについて学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第 5 回	テーマ(何を学ぶか): 憲法を学ぶ①——憲法総論—— 内 容: 国家統治の基本法あるいは基礎法であり、最高法規である憲法の基本原理について学び、憲法の存在意義、その特徴について学びます。また、憲法の歴史的変遷、つまり基本的人権の保障および統治の原理の変遷、立憲主義を学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第 6 回	テーマ(何を学ぶか): 憲法を学ぶ②——基本的人権—— 内 容: 日本国憲法において保障される基本的人権の概要について触れ、憲法によって人権が保障される意義について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。

第7回	テーマ(何を学ぶか):憲法を学ぶ③——統治機構—— 内 容:日本国憲法に定める統治機構、すなわち国家のしくみについて学びます。とりわけ、権力分立原則の歴史的変遷、日本の憲法史について触れ、それらを学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第8回	テーマ(何を学ぶか):民事法を学ぶ 内 容:私たちにとって身近な法律が民法であり、社会で生活していくうえですべてに関係する法です。具体例では、財産や契約にかかわるルールと家族にかかわるルール等がありますが、ここでは、民法を中心として民事法の基礎を学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第9回	テーマ(何を学ぶか):刑事法を学ぶ 内 容:刑法とは、いかなる行為が犯罪となるのか、それに対していかなる刑罰が科されるかということを定めた法であり、刑罰によって犯罪を抑止し、私たちの生命や財産を保護する機能をもつものです。ここでは刑法を中心として刑事法の基礎を学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第10回	テーマ(何を学ぶか):ある学生の退学事例 内 容:校則違反を理由として退学になった学生の事例を、憲法および民法のそれぞれの視点から学び、いかなる結論を導き出すことができるのかを考えます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第11回	テーマ(何を学ぶか):幸福追求に限界はあるのか 内 容:日本国憲法13条が保障する「幸福追求権」は、国民の自由の保障をどこまで見ているのか、ということについて、「どぶろく裁判」および賭博事件を中心に学び、憲法で保障する自由と刑事法による処罰について、それぞれの視点から学び、いかなる結論が導きだすことができるのかを考えます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第12回	テーマ(何を学ぶか):民間軍事会社に入社することは可能か 内 容:日本国憲法 22 条が保障する職業選択の自由と渡航の自由の限界と日本の刑事法による規制の緊張関係について学び、いかなる結論が導きだすことができるのかを考えます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第13回	テーマ(何を学ぶか):国会議員の過激な表現と免責特権 内 容:国民を代表する国会議員に保障される日本国憲法 51 条の免責特権と民事および国家賠償法上の責任について、憲法および民法の視点から学び、いかなる結論が導きだすことができるのかを考えます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第14回	テーマ(何を学ぶか):裁判所①——司法権の観念とその限界—— 内 容:日本国憲法 32 条の裁判を受ける権利および「司法」の観念、および司法権の限界について学び、裁判所の役割とは何かを考えます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
第15回	テーマ(何を学ぶか):裁判所②——裁判官の身分保障と裁判官像—— 内 容:「正義の実現」を使命とする司法部門に属する裁判官の身分保障は日本国憲法 76 条 3 項において明文で定められているが、政治的な干渉を排除し、裁判官は独立してその職務を遂行できるのかが問われる。裁判官の独立が、市民社会における「正義の実現」に応えるものか、ということについて事例をもとに学び、考えます。 教科書・指定図書 該当ページについて講義時に触れる。
試験	講義中に扱った範囲から出題し、もっぱらレジュメおよび教科書において触れている内容から出題する。詳細は、前記「学修の課題、評価の方法」および「評価の基準及びブスケール」を参照。